

## 人権尊重都市品川宣言 制定20周年を迎えます

### 人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。

幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。

今日、我が国社会の実情は、いまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根つき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別など、どれほど多くの人間が苦しんでいることが

人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する。

平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は「人権尊重都市品川」を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う。

制定(一九九三年(平成五年)四月二十八日)

1993(平成5)年4月28日、品川区は都内で唯一の「人権尊重都市宣言」を制定しました。これまで、平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざし、様々な機会を通してこの宣言の普及を図りながら、人権尊重に関する啓発に取り組んできました。しかしながら、司法書士らによる戸籍謄本などの不正取得や、差別啓発書の発見など、いまだに人権に関わる事件が起きています。

### 5月3日の憲法記念日を中心とする

### 5月1日～7日は憲法週間です

憲法記念日は、昭和22年5月3日に施行された「日本国憲法」を記念して定められました。

憲法第11条では「基本的人権の尊重」をうたっています。

誰もが自分らしくいきいきと安心して暮らしていくためには、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解するとともに、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持って行動し、自分の権利と同じように他人の権利も認め合うことが大切です。

区では、5月14日に、「憲法週間記念 講演と映画のつどい」を開催します。

これを機会に、あらためて人権の大切さについて考えてみましょう。

人権尊重都市品川宣言制定20周年  
憲法週間記念

## 講演と映画のつどい

### 5月14日(火)

午後1時開演(午後0時30分開場)  
きゅりあん8階大ホール(大井町駅前)  
定員/1,100人(抽選)

申込方法/4月15日(月)(消印有効)までに、往復はがき(1枚2人まで)に「つどい」とし、代表者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号、参加者の氏名(ふりがな)を人権啓発課(☎140-0013南大井3-7-10)へ  
※抽選結果は4月下旬発送予定。

講演



### あきらめなければ終わらない、あきらめたら終わりだ

手話通訳・要約筆記付き

講師/植田辰哉(前全日本男子バレーボールチーム監督)

選手として、また監督としてオリンピックに出場された植田辰哉さんをお招きして、オリンピックへの熱いおもいを伝えていただきます。

映画



## 小川の辺

おがわのほとり 字幕付き

藤沢周平の短編小説を映画化した時代劇。藩命で妹の田鶴が嫁いだ佐久間森衛を討たねばならなくなった戌井朔之助が、肉親の情愛と藩命の間で苦悩する姿を描く。

出演/東山紀之、菊地凛子 他  
©2011「小川の辺」製作委員会

# 考えよう みんなの人権

今年、「人権尊重都市品川宣言」制定20周年、「世界人権宣言」制定65周年の節目の年となります。

区はこれまで、この品川宣言を様々な施策の中に生かしながら人権啓発や人権教育を推進してきました。しかし残念なことに、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある人や外国人に対する偏見や同和地区出身の人に対する差別など、私たちの身のまわりには様々な人権問題があります。最近では、インターネットを悪用した人権侵害、犯罪被害者などの人権の問題など、残念なことに人権問題はより複雑化し多様化しています。

「人権尊重都市品川宣言」に込められたおおいを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識していきましょう。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

## 同和問題の解決のために

わが国の発展の歴史の中で形づくられた身分階層構造に由来する差別、いわゆる部落差別によって、長い間経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられて基本的人権を侵されてきた人々があります。これらの人々は、今なお、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、そのほか日常生活の上で差別を受けることがあります。これが「同和問題」と言われるもので、「部落問題」「部落差別」などとも言われ、深刻な人権問題であるとともに重大な社会問題です。

「東京に部落はない」「部落差別は昔の話」と思っている人もいるのではないのでしょうか。しかし、東京でも同和地区出身かどうか調査をされたり、「〇〇は同和地区ですか」などの土地調査事件が現実起きています。これでは、同和地区の出身者が地域で安心して自分らしく暮らすことはできません。

安心して暮らせる差別のない社会をめざすには、同和問題を正しく理解し、差別を「しない」「させない」「許さない」という視点に立って、私たち一人ひとりが問題の解決に努力することが必要です。

## なくそう 戸籍謄本などの不正請求

相続などの手続きの際には、戸籍謄本の請求を専門家に依頼することがあります。国家資格を持つ弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士の8士業には、依頼者に代わり「職務上請求用紙」を使って戸籍謄本などを請求する場合、委任状は不要であるなどの特例が認められています。この職務上の権限を濫用して取得した戸籍謄本や住民票を売買するという事件が起こっており、品川区でも戸籍謄本や住民票が不正に取得されました。

こうして不正に取得した戸籍謄本は一部の悪質な探偵業者などに売買され身元調査に利用されています。

このような身元調査は、差別意識を持って調査を依頼しようとする人に一番問題があると言えますが、私たちもそのような調査には協力をしないと、態度や行動で表していくことが大切です。

## 戸籍などの不正取得は犯罪です

区では、個人の重要な情報が記載されている戸籍謄本や住民票などの請求に対しては、請求者の本人確認を行い、あわせて請求理由を確認したうえで交付しています。何人も、住民票などの交付により知り得た事項を使用するにあたっては、個人の基本的人権を尊重する義務があります。戸籍謄本や住民票などを、偽りその他不正な手段により交付を受けた場合、30万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法第133条、住民基本台帳法第47条)

### 【不正請求事件に対する基本方針について】

区では職務上請求書を悪用した不正請求に対し、厳格な対応を行うため基本方針を定めています。不正請求の事実が確定した場合、被害者の方へ不正請求の事実を告知し、さらに、所属団体へ法律遵守および再発防止を要請します。

☎戸籍住民課戸籍証明係 ☎5742-6659 住民票係 ☎5742-6660

## 許さない 差別落書き

区内の公共施設や路上で、人の心を傷つけるような内容の差別落書きが発見されています。また、周辺区の駅や公園のトイレなどでも発見されています。

差別落書きとは、その行為自体が公共の建物や設備を傷つけるだけでなく、差別をあり立てることで、人の心を深く傷つける卑劣な行為であるとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため推進している人権啓発の取り組みを損ねるもので、決して許すことのできないものです。

誰もが、お互いの人権が尊重され、安心して暮らせる、心ゆたかな地域社会の実現を願っているはずですが、そうした社会の実現のためには、私たち一人ひとりが、人権意識を高めていく必要があるのではないのでしょうか。

ビデオ・パネルを  
貸し出します



人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、同和問題をはじめ、セクハラなどの様々な人権啓発ビデオ・DVDや人権啓発パネルを貸し出ししています。勉強会や研修会でご活用ください。  
※詳しくは区ホームページをご覧ください。

人権啓発・  
社会同和  
教育講座

人権尊重の  
社会を築く  
ために

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、同和問題を軸に様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の講座Ⅰでは、「映画・マンガとともに考える人権一心を耕しながら」をテーマに、昼コースは「歴史叙述とマンガを結びつける『差異の思考』」など3講座、夜コースは「重い障害の人が地域の中で生きること」など3講座を開催しました。

また、講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場食肉市場で「食肉市場の歴史と人権」を学び、と場の見学と職員との懇談を

行いました。そこに参加された方の感想として「職員の方々の真摯な仕事ぶりに感じいりました。この方々の仕事があって、私どもの食卓に肉がのる。このことをわきまえながら、感謝しながら食生活を送りたいと思った次第です。」などの声が寄せられました。人権が尊重される社会をめざして、今年も10・11月にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

### 問い合わせ

文化スポーツ振興課生涯学習係 ☎5742-6837

問い合わせ／人権啓発課 ☎3763-5391